

ソルベンシー・マージン基準のあり方について ～契約者保護の視点を中心に～

1. 全体的な視点と問題意識

- ・ 現行規制の枠組みを前提とした改正
 - 現行制度をよりよく利用可能なものにするための改善が必要
 - 同時に「通常の予測を超えるリスク」の前提となる「通常の予測」の範囲での支払いに問題はないのか点検する必要あり (→他の経営指標との関係、責任準備金に対する規制)
- ・ ソルベンシー・マージン基準の存在理由の再認識
 - 契約者(消費者)保護という視点から問題点を確認する
- ・ ソルベンシー・マージン基準公表の社会的影響
 - ソルベンシー・マージン基準は契約者にとって影響力が極めて強い公的で定量的な経営判断指標であることの意味



- ・ 優先すべき対応策
 - ① ソルベンシー・マージン比率の信頼性確立
 - ⇒ ソルベンシー・マージン基準をより経営実態を反映したものにする
 - 現在の指標の問題点の検討 (2. で検討)
 - ② ソルベンシー・マージン基準についての契約者(消費者)理解を深める
 - ⇒ 「通常の予測を超えるリスクへの対応額」であることは正しく理解されているか
 - ③ ソルベンシー・マージン基準についての契約者(消費者)誤解を解消する
 - ・ 「ソルベンシー・マージン基準 200%以上」が意味することへの誤解
 - ソルベンシー・マージン基準が高いほど安心できる会社とは限らない
 - 比率が割り算で示されるため、株価上昇で比率が収束するといった現象が生じうる
 - 比率を高めることを目的とした経営行動(特に投資行動)の危険性
 - ・ 各社のソルベンシー・マージン一覧表が示されることから生じる誤解
 - 「格付け」との混同

⇒②、③については説明責任を果たす必要あり

ソルベンシー・マージン公表時には必ず数字の読み方についての説明を付記する、といった対応が可能

2. 現在の指標の問題点

2-1 マージン（分子）について

・資産と負債のマッチング ALMの重要性

・有価証券含み益の扱い

・解約返戻金相当額超過額の組み入れ

→責任準備金に対応する部分であるのは事実。しかし各社の責任準備金の積み立て水準は異なるので算入に意味があるのでは？（責任準備金積み立てのインセンティブとなりうる）

2-2 リスク（分母）について

・保険リスクを考える上で解約率をどう評価するか

・資産運用リスクについて

「数字あわせ」の投資行動のインセンティブを与えない

→各社のポートフォリオに応じた分散投資効果を考慮することは可能か？

満期保有目的債券のリスク係数はゼロで問題はないのか

・経営管理リスクの定量的評価の限界(3. で言及)

※流動性リスク重視の必要性

流動性リスク：保険会社が支払不能に陥っていないにもかかわらず、支払期日に到達した債務に対応する流動性のある資産が不足するリスク

→資産と負債の両面からの流動性評価が必要

「通常の前測の範囲」のリスクにも関係

3. 将来的課題

- ①他の経営指標との関係性を明確にする
- ②国際的動向の見極め IAIS の動向に注目
- ③定性的要因の評価（オペレーショナルリスクの重要性）
- ④リスクファクター方式からプロジェクション方式への転換

以上